

おいでや、いずみおおつ！ 泉大津をもっと知ってもらおう!!

泉大津プロモーション 映像コンテスト2012

わがまち、いずみおおつの魅力を
PRする映像作品を募集します。
思い出の場所、おすすめスポットなど、
いずみおおつの魅力を全国に伝える
映像作品を作成してみませんか？

アマチュアならどなたでも応募可能
です。わたしたちの街の魅力を全国に
発信しよう!!

問合 秘書広報課（市役所4階）

各賞 最優秀賞：1点（賞金10

万円）

優秀賞：2点（賞金3

万円）

入選賞：数点（賞金1万円）

（市役所4階）

低炭素社会 推進に役立つ機器設置者に補助金交付

地球温暖化防止対策の一環として、次の機器の設置者に對し、予算の範囲内で補助金を交付します。なお、申請期間内に、申請多数となった場合は抽選とします。また、申請期間終了後、予算額に達していない場合は、引き続き予算額に達するまでの間、先着順にて受け付けします。

交付を受けられる人の概要

- ①市税を滞納していない世帯の人（同一世帯者も含む）
- ②市内に住所を有し、市内の居住する場所に設置すること
- ③その他、各々の交付要綱に定める要件に該当すること

1. 高効率給湯器購入補助金（事前・事後の申請可能）

補助対象給湯器 ガスエンジン給湯器（エコ wil）、CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）、潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）、家庭用燃料電池（エネファーム）

補助金の額 上限2万円（1世帯1台）

設置期間 4月1日（月）～平成25年3月31日（日）

申請期間 4月2日（月）～5月31日（木）

その他、交付要綱に定める要件に該当すること

2. 雨水タンク設置補助金（事前申請が必要）

補助対象タンク 80リットル以上の雨水タンク

補助金の額 雨水タンク購入費の2分の1以内（1,000円未満切捨て、上限2万円）

事前申請期間 4月2日（月）～5月31日（木）

その他、交付要綱に定める要件に該当すること

3. 有料電気自動車用充電スタンド（エコQ電）設置費補助金（事前申請が必要）

電気自動車の普及を促進するため、一般ユーザーが利用できる有料電気自動車用充電スタンドを市内に設置するものに補助金を交付します。

交付を受けられる人の概要

- ①市税を滞納していない事業者および世帯の人（同一世帯者も含む）
- ②市内に当該施設を設置する事業者および人
- ③その他、各々の交付要綱に定める要件に該当すること

補助金の額

上限2万円（1施設につき1基）

事前申請期間 4月2日（月）～5月31日（木）（購入前の事前申請が必要です）

その他、交付要綱に定める要件に該当すること

「エコハウス」認定を受けると 奨励金が交付されます

住宅用太陽光発電システムなどのエコハウス設備を設置するなど、一定の要件を満たす家屋を「エコハウス」として認定し、その所有者に対し、予算の範囲内において「泉大津市エコハウス認定奨励金」を交付します。

交付を受けられる人（①～④をすべて満たす人）

- ①市内に住所を有し、かつ現に居住している人
- ②みずから居住する一戸建て住宅に、次に示すエコハウス設備のうち住宅用太陽光発電システムを含めて5種類以上を設置している人
- ③同一の世帯員を含めて、市税などの滞納がない人
- ④その他、交付要綱に定める要件に該当する人

エコハウス設備とは

▷住宅用太陽光発電システム（※必須） ▷太陽熱利用システム ▷地中熱利用システム ▷高効率給湯器 ▷複層ガラス ▷雨水タンク ▷生ごみ処理機 ▷生ごみコンポスト ▷電気自動車

※上記項目のうち住宅用太陽光発電システムを含む5種類以上を導入した一戸建て住宅を「エコハウス」として認定。ただし、住宅用太陽光発電システムについては、4月1日以降に設置したものと対象とします。

奨励金の額

3万円

設置期間 4月1日（月）～平成25年3月29日（金）

申請期間 4月2日（月）～平成25年3月29日（金）

幼児2人同乗用自転車 購入に対し助成金が交付されます

幼児2人同乗用自転車を購入した人に対して助成金を交付します。事前申請期間内に、申請多数の場合は抽選とします。また、申請期間終了後、予算額に達していない場合は引き続き予算額に達するまでの間、先着順にて受け付けします。

交付を受けられる人（①～④をすべて満たす人）

- ①市内に住所を有し、かつ現に居住している人
- ②6才未満の幼児を2人以上養育している人
- ③同一の世帯員を含めて、市税などの滞納がない人
- ④その他、交付要綱に定める要件に該当する人

対象自転車 社団法人自転車協会が定める「幼児2人同乗用自転車安全基準」に適合し、「BAAマーク」および「幼児2人同乗基準適合車マーク」が貼付されているもので、前後に2席の専用幼児用座席を装備したもの。ただし、中古品および転売品は対象となりません。

助成金の額 購入費の2分の1に相当する額（1,000円未満は切り捨て） ※幼児用ヘルメット2個の費用も含む

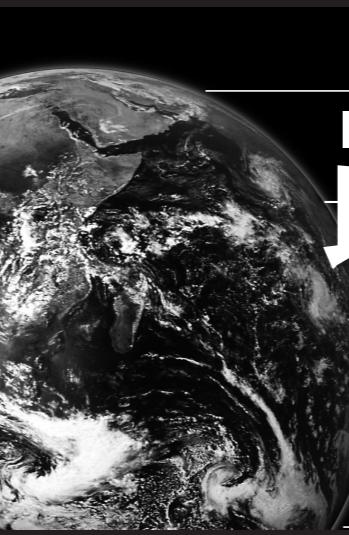
（限度額=▷電動アシスト機能なし…3万円 ▷電動アシスト機能付き…4万5,000円）

事前申請期間 4月2日（月）～4月27日（金）

助成予定台数 ▷電動アシスト機能なし…15台 ▷電動アシスト機能付き…15台

ほかにも
このような事業に
取り組みます！

- ★有価物集団回収助成事業
- ★不法投棄防止啓発事業
- ★資源循環型システムモデル事業
- ★環境教育図書拡充事業
- ★園庭芝生化推進事業
- ★環境学習副読本活用事業
- ★幼稚園及び生涯学習施設、消防本部の落ち葉堆肥化推進事業
- ★環境教育出前講座事業
- ★大津川環境探検学習事業
- ★緑のカーテン推進事業
- ★環境モデル都市推進計画策定事業
- ★LED防犯灯普及促進事業
- ★地下水活用事業
- ★エコクッキング事業
- ★レジ袋削減推進事業
- ★新エネルギー導入促進事業
- ★自転車活用促進事業
- ★ハイパーEco幼稚園整備事業
- ★環境フォーラム実施事業
- ★市民提案事業



可燃ごみ指定袋の販売収益を積み立てた基金です

地域環境基金 を活用し、これらの事業を行います

「地域環境基金」は、指定ごみ袋の収益を積み立て、ごみの減量や環境教育、低炭素社会（CO₂の削減）などの事業に活用します。環境基金の使途について、市民の皆さんからのアイデアをお待ちしています。ファックス、メール、はがき、封書、持参で提出してください。問合 環境課（市役所2階21番窓口）

泉大津市おひさまローン創設！

住宅用太陽光発電システムを設置するための新しい制度です

住宅用太陽光発電システムを設置する人に対して、「泉大津市おひさまローン」をあっせんし、予算の範囲内において、融資に係る保証料や利子の一部を助成します。

交付を受けられる人（①～④をすべて満たす人）

- ①市内に住所を有し、みずからが居住する一戸建て住宅に設置する人
- ②同一の世帯員を含めて、市税などの滞納がない人
- ③市が行う環境保全事業に積極的に協力でき、家庭でのエネルギー使用状況などに関する調査に協力できる人
- ④その他、交付要綱に定める要件に該当する人

融資のあっせんを行う商品=「泉大津市おひさまローンプラン」

融資金額 10万円以上300万円まで（10万円単位）

融資期間 ▷10万円以上150万円未満…1年以上6年以内 ▷150万円以上300万円以内…1年以上10年以内

融資利率 固定金利 年 1.75%（ただし、保証料が別途必要）

※適用金利は見直しさせていただく場合があります。

取扱金融機関 JAいづみ

融資決定 JAいづみの所定の審査基準を満たすこと

助成金の額 当該融資に係る保証料および支払利子（延滞に係る利子を除く）の175分の75に相当する額（上限9万円）

申請期間 4月2日（月）～平成25年3月29日（金） ※先着順

ごみ減量機器 購入に対し 助成金を交付します

ごみ減量化対策の一環として、次のごみ減量機器の購入に対し、予算の範囲内で助成金または補助金を交付します。事前申請期間内に、申請多数の場合は抽選とします。また、申請期間終了後、予算額に達していない場合は、引き続き予算額に達するまでの間、先着順にて受け付けします。

交付を受けられる人

- ①市税を滞納していない世帯の人（同一世帯者も含む）
- ②市内に住所を有し、市内の居住する場所に設置すること（事業者除く）

③機器の購入前に事前申請し、承諾を受けること

④その他、各々の交付要綱に定める要件に該当すること

1. 生ごみ処理機購入助成金（事前申請が必要）

助成対象機器 家庭から出る生ごみを機械的に処理し、消滅、たい肥化または減容化する処理機（生ごみを単に破壊

処理するものは含みません）

助成金の額 生ごみ処理機購入費（消費税を含む）の3分の2以内（1,000円未満切捨て、上限4万円）

事前申請期間 4月2日（月）～4月27日（金）

助成予定台数 40台

その他、交付要綱に定める要件に該当すること。

2. コンポスト購入補助金（事前申請が必要）

補助対象機器 土中の微生物または生ごみを肥化促進剤などを利用し、生ごみを発酵・分解することによりたい肥化または消滅させる80リットル以上のコンポスト容器

補助金の額 コンポスト購入費（消費税を含む）の2分の1以内（1,000円未満切捨て、上限2万円）

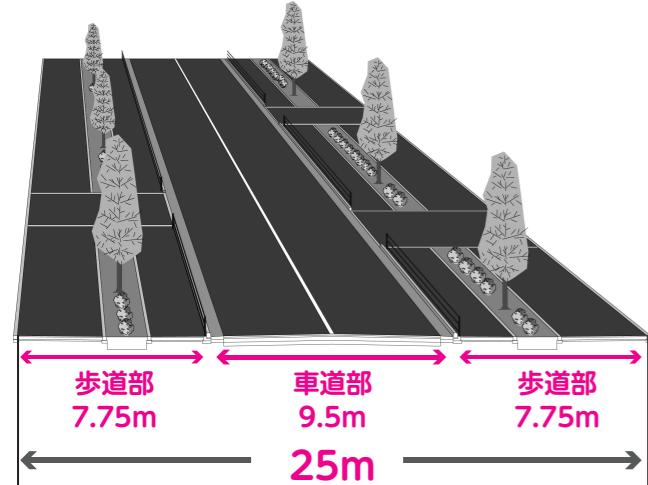
事前申請期間 4月2日（月）～4月27日（金）

助成予定台数 10台

その他、交付要綱に定める要件に該当すること。



■ 南海中央線2車線の暫定整備イメージ図



緑化推進

にご協力ください！

建ぺい率などが緩和されます

府では、オール大阪でのみどりづくりを促進するため、道路や河川を中心に、一定幅の区域を「みどりの風促進区域」として指定しています。

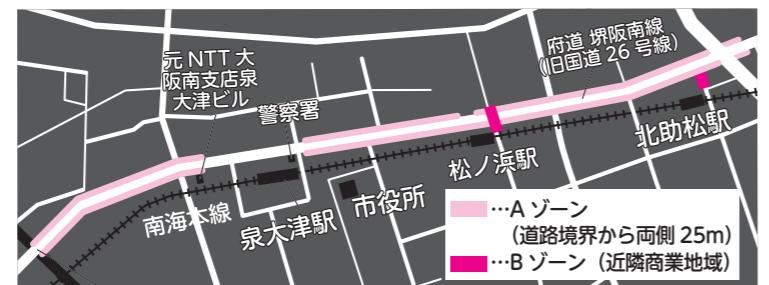
本市では堺阪南線沿道の一部がその指定を受けており、その区域内の特定のエリア（Aゾーン、Bゾーン=右図参照）で緑化をしていただけます。指定エリア内で建て替えなどをご検討の人は、みどりの風を感じる大都市・大阪実現のため、ぜひ積極的にご活用ください！

問合 まちづくり政策課（市役所2階23番窓口）

■ 緩和を受けるための要件と、緩和後の制限

従来の制限	緩和後の制限	緩和を受けるための要件
Aゾーン	建ぺい率 60%以下 容積率 200%以下	建ぺい率 80%以下 容積率 200%以下 (建ぺい率緩和)
		建ぺい率 60%以下 容積率 300%以下 (容積率緩和)
Bゾーン	建ぺい率 80%以下 容積率 200%以下	建ぺい率 60%以下 容積率 300%以下 (容積率緩和)

■ 規制緩和対象の
Aゾーン、Bゾーン



整備を進めています！

南海中央線 (森地区)

市では、平成11年度から都市計画道路南海中央線道路改築事業（森地区）を進めています。その間、財政の悪化により、事業を抑制しなければならない期間などもありましたが、現在、用地買収率もおおむね9割を超え、道路築造関連工事にも着手しています。今後は、用地買収、工事の進み具合などをふまえ、事業期間

を1年間延伸し、平成25年度末に一般道路として使用を開始（供用開始）する方向で、事業を進めます。また、皆さんからのご意見と一緒に、南海中央線北伸部分の整備のあり方についてワークショップからの提案書」をいたしました。それが提案されました。それ

をふまえて、関係機関との調整の結果、2車線による暫定整備が可能となりました。

平成25年度末の供用開始における工事が実施されますが、「ご理解のほどよろしくお願いします。

たとえば…

- ▷まちなみ・景観の美化
- ▷水環境の保全
- ▷マイバッグの活用と簡易包装の推進
- ▷リユース・リサイクルの推進

●基本目標① くらし ～安心・安全で快適に暮らせるまち～

きれいな水や空気、静かな住環境など身近な環境を守り、安心・安全で快適に暮らせるまちづくりを進め、4Rを積極的に実践し、ごみを出さないまちづくりを推進します。また、コンパクトで平坦な地理的特徴をいかし、徒歩や自転車などを中心にしたライフスタイルを推進します。



たとえば…

- ▷まちなみ・景観の美化
- ▷水環境の保全
- ▷マイバッグの活用と簡易包装の推進
- ▷リユース・リサイクルの推進

●基本目標② 自然環境 ～身近な自然を大切にする、みどり豊かなまち～

これまでの市民・事業者による取組みの成果を活かし、市街地の貴重なみどりや大津川をはじめとする水辺環境の保全と育成に取組みます。また、未来を担う子どもたちと共に自然の再生を図る活動を行い、身近な自然の大切さを学ぶ機会を創出します。



たとえば…

- ▷樹木の保全
- ▷農地の保全
- ▷生き物が集まる大津川への再生
- ▷雨水・井戸水の有効利用

詳しくはホームページで！

泉大津市 第2次環境基本計画



検索



市民・事業者・市の各主体の連携・協働を図り、取組みを推進します。
毎年、取組みの実施状況を点検・評価し、結果をホームページ・広報紙などにより公表します。

計画に

第1次環境基本計画の策定から10年が経過し、近年の社会情勢などの変化にあわせて、第2次環境基本計画を策定しました。

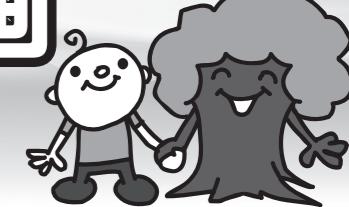
本計画では、今後の環境対策の理念と具体的な施策を示しています。市民・事業者・市の各

主体が連携・協働しながら、望ましい環境像の実現に向けて取り組んでいきます。

計画期間

平成24年度～平成33年度（10年間）

みんなで
つくろう！
エコ・コンパクト
シティ
泉大津



望ましい環境像の実現に向け、「くらし」、「自然環境」、「地球環境」、「豊かなこころ」の4つの分野について基本目標を定め、市民・事業者・市が連携し、具体的な120の取組みを推進します。

●基本目標③ 地球環境 ～地球にやさしいまち～

持続可能な低炭素社会の実現に向け、具体的な目標を定め、温室効果ガスの削減に取組みます。また、省エネルギー・省CO₂、クリーンエネルギーの導入などを、各主体が連携・協働により推進します。



●基本目標④ 豊かなこころ ～人が集まる憩いのまち～

泉大津市の歴史・文化遺産を保全するとともに、人の「こころ」のつながりを大切にします。また、公園や水辺など、人と人がふれあう憩いの空間を創出するとともに、各主体がさまざまな活動に参加し、協力できる仕組みづくりを推進します。

たとえば…

- ▷各種イベントの企画
- ▷池上曾根遺跡の保全と活性化
- ▷小中学生を対象にした環境教育・学習の取組み
- ▷各取組みの進捗状況の公表



■ 介護保険料新旧対照表

旧区分	H21～H23 年度保険料	新区分	対象者	H24～H26 年度保険料
第1段階	2万 2,020円	第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯の人	2万 6,280円
第2段階	2万 2,020円	第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額および合計所得金額の合計が80万円以下の人	2万 6,280円
第3段階	3万 3,030円	第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額および合計所得金額の合計が120万円以下の人	3万 4,160円
		第4段階	世帯全員が市民税非課税で、第1・2・3段階に該当しない人	3万 9,420円
第4段階	3万 6,550円	第5段階	世帯員に市民税課税者がおり本人が市民税非課税で課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下の人	4万 3,620円
第5段階	4万 4,040円	第6段階	世帯に市民税課税者がおり、本人が市民税非課税で、第5段階に該当しない人	5万 2,560円
第6段階	4万 9,320円	第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円未満の人	5万 8,860円
第7段階	5万 5,050円	第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	6万 5,700円
第8段階	6万 6,060円	第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	7万 8,840円
		第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上の人	9万 1,980円

問合 高齢介護課（市役所1階8番窓口）
6月が仮徴収期間となり2月分の保険料額と同じ金額になります。仮徴収額通知書はお送りします。仮徴収額通知書はお送りしませんのでご了承ください。

8番窓口）
一部免除には、4分の3免除があります。
半額免除・4分の1免除があります。
一部免除については、一部納付額が未納の場合、一部免除も無効（未納と同じ）になります。

介護保険料の減免制度があります。

65歳以上の皆さんへ
次の①か②に該当する人は、介護保険料の減免を受けることができます。

①対象者の要件（次の要件をすべて満たす人）

●保険料の段階が第3・4段階の人で、申請日時点で世帯全員が市民税非課税の人

●世帯主およびすべての世帯員の前年中の収入金額の合計が次の額以下であること

▷1人世帯…111万円以下 ▷2人世帯…157万円以下

▷3人世帯…203万円以下

（以降世帯員が1人増えるごとに46万円を加算）

なお、前年中の収入金額とは、障害年金、遺族年金、失業給付などの非課税収入を含むすべての収入金額をいいます。また、事業所得などの収入で売上原価などの必要経費がある収入については、必要経費を控除した後の金額とする。

●所得税・市民税の扶養控除において、また健康保険などの医療保険において他の世帯の被扶養者となっていないこと

●世帯全員が、現に居住している土地および家屋以外に資産を有していないこと。また、現に居住している土地については、200m²（約60坪）を超えていないこと

介護保険料が見直されました。

65歳以上の皆さん（第1号被保険者）へ

国民年金からのお知らせ。

4月からの保険料確定
保険料の免除制度など

4月からの国民年金保険料（定期）は1か月1万4980円になります。また、まとめて前納するとさらに割引されます。

一部免除には、4分の3免除があります。
半額免除・4分の1免除があります。
一部免除については、一部納付額が未納の場合、一部免除も無効（未納と同じ）になります。

特例免除制度は、本人所得を審査対象から除外するので、一般の免除申請よりも免除が承認されやすくなります。

ただし、免除承認期間の翌年度から起算して、3年度目以降の保険料を追納すると、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

■ 平成24年度の国民年金保険料

保険料（定期）	1万 4,980円
付加保険料に加入した場合	1万 5,380円
4分の1免除	1万 1,240円
2分の1免除	7,490円
4分の3免除	3,750円

支払いが困難な場合は
保険料の免除制度があります
所得が少ないなど、保険料を納めることができないことが経済的に困難な場合には、申請手続によって保険料の納付が「免除」、「一部免除」（一部納付）、または「猶予」される制度があります。保険料の納付が免除または一部免除（全額免除・一部免除）

学生で本人の所得が一定額以下の場合に、申請手続をすることにより、保険料の納付が猶予されます。（学生証または在籍証明書が必要）
下の場合に、申請手続をすることにより、保険料の納付が猶予されます。（学生証または在籍証明書が必要）
30歳未満の人で、本人、配偶者の前年所得（1～6月中に申請する場合は前々年所得）が一定額以下の場合は、申請手続をすることにより、保険料の納付が猶予されます。

内容 本人の審査の対象となる所得を除外して審査を実施（ただし、配偶者・世帯主に一定以上の所得があると免除にならない場合あり）
対象 20歳以上60歳未満で、申請する年度または前年度において退職（失業）した人
申請方法 年金手帳・認めの印鑑・失業したことを確認できる公的機関の証明の写し（雇用保険受給資格者証・離職票など）を持って、保険年金課まで
納められます（追納制度）
免除された保険料はあとから免除承認期間は、保険料を全額納付したときと比べて、将来受けられる老齢基礎年金の受給額が少なくなります。
そこで、10年以内であれば、あともう一度保険料を納めることができます。

問合 保険年金課（市役所1階8番窓口）
5番窓口）・日本年金機構堺西年金事務所（☎072-2243-7900）



国民年金保険料の退職（失業）による特例免除制度

できる追納制度が設けられています。

申請すると前年所得が審査されることになりますが、退職（失業）が原因になった場合には、特例免除制度の手続きができる特例免除制度は、本人所得を審査対象から除外するので、一般的の免除申請よりも免除が承認されやすくなります。